

石綿等を含む建築物等の解体時における規制の概要

表1

実施事項	解体等の対象	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等				備考
		1 石綿等が吹き付けられた建築物等		2 石綿等が張り付けられた建築物等(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)	3 1, 2以外の建築物等	
		耐火又は準耐火建築物	その他			
解体等の面積		その他				
500 m ² かつ吹付面積 50 m ² 以上						
事前調査						石(3,8条)厚通知(H17.6.22 基安化 0622001)
調査結果表示						厚通知(H17.8.2 基安発 0802003) 環通知(略)
作業計画の作成						石(4条)
計画の届出						安衛則(90条)
作業の届出						石(5条)
						大(18条の15)
作業者への特別教育						安衛則(36条)、石(27条)
作業主任者の専任						安衛則(16条)、石(19条)
作業基準	隔離					石(6条)・大則(16条の4)
	前室の設置					大則(16条の4)
	作業場の負圧確保					大則(16条の4)
	湿潤化等					石(13条)
						大則(16条の4)
除去後飛散抑制措置					大則(16条の4)	
保護具の着用						石(14,44~46条)
作業者以外立入禁止						石(7条)
関係者以外立入禁止						石(15条)
注文者の配慮						石(9条)
						大(18条の19)

- 備考の欄の 安衛則は労働安全衛生規則、石は石綿障害予防規則、大は大気汚染防止法、大則は大気汚染防止法施行規則、厚通知は厚生労働省通知、環通知は環境省通知をそれぞれ指す。
- 都道府県または市町村によっては、石綿等を含む建築物等の解体等工事に際し、条例により独自の規制を設けている場合があるので、留意する必要がある。
- 作業基準は、建築物等に含まれる石綿等の種類によって異なるので、詳細は別途、各所管(各都道府県大気汚染防止法担当部局・労働基準監督署)と協議する必要がある。